

資料8

平成24年度 グリーン購入法全国説明会



# 木材利用の拡大に向けて

～ 公共建築物等木材利用促進法と合法木材の利用拡大 ～

# 林野庁

# 我が国の森林(2,500万ha、うち人工林1,000万ha)は少子高齢化

木材自給率は26%で、国産材は使われていない

- 50年生以上(高齢級)の人工林は39%(2007年)。10年後には60%。
- 森林蓄積量は毎年8千万m<sup>3</sup>(1年間の国内需要量と同じ量)増加。

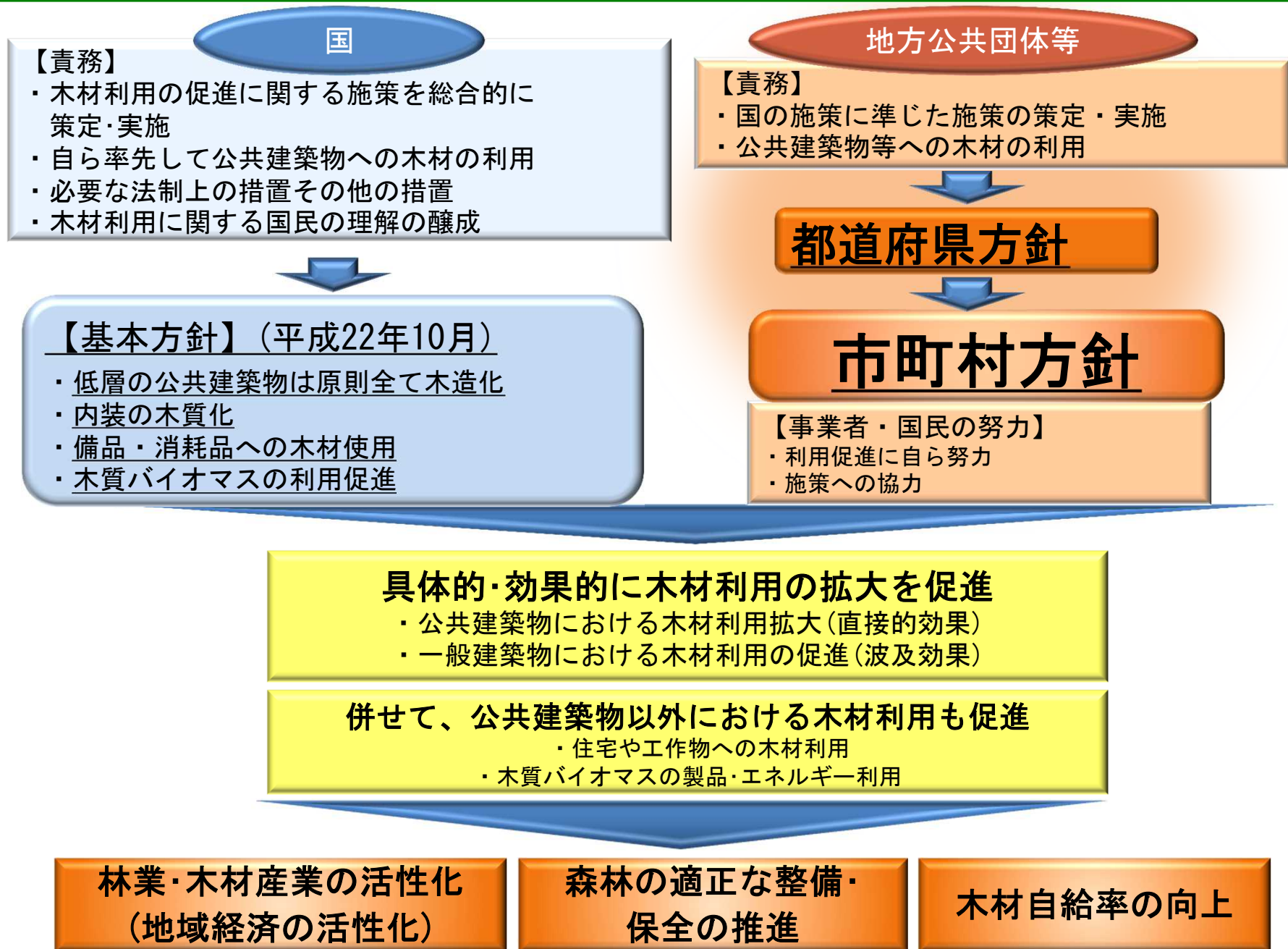
使う

- 住宅
- 一般建築物
- 公共建築物
- 木製品
- 木質バイオマス
- 間伐材を使った紙製品(カートカン) 等



「上手に使う、植える、育てる、収穫する」健康な森のサイクルを確立する必要

# 公共建築物等木材利用促進法のしくみ



# 公共建築物等木材利用促進法の推進

- 国が「公共建築物における木材利用促進の基本方針」を策定。さらに都道府県・市町村においても基本方針の策定が進む現状

※(47都道府県、869市町村が策定済 平成24年12月26日現在)

## 公共建築物の木造化、内装等の木質化

### 木製の備品・消耗品

基本方針において、備品及び消耗品について、木材を原材料として使用したものの利用促進を図ることを規定。



備品 …… 机、いす、書棚 等  
消耗品 …… 紙類、文具類 等

国は、公共建築物において利用する木材(木材を原材料として使用した製品含む)のうち、原則すべてのものを環境物品等の調達に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとすることを目標。

- 使用する材料は、G法に適合  
→合法木材の利用と供給の促進を明記

地方自治体等による公共建築物等の木造・木質化や木製備品等の導入推進

# 合法木材とは？

「違法に伐採された木材は使用しない」という、我が国の基本的考え方に基づいた、我が国の違法伐採対策

林野庁が定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」で示した方法に沿って、伐採時の合法性が証明された木材（国産材、輸入木材問わず）

G法基本方針では、紙類、文具類、オフィス家具、ベッドフレーム、建設資材で木製のものは、合法性が判断の基準



# 木材・木材製品の、合法性・持続可能性の証明のための ガイドライン(平成18年 林野庁策定)

1. 森林認証とCoC認証を活用した証明方法 (FSC、PEFC等)
2. 業界団体による自主的行動規範に基づく事業者認定による証明方法 (23年度末で8,560事業者が参加)
3. 個別企業による自主的な証明方法 (製紙業界等)



供給体制は概ね整備(全国で供給可能)→仕様書等に  
記載することで調達は十分可能

# 木材を原材料として使用した備品及び消耗品の主な製品の例

備品及び消耗品の調達の際には、間伐材等の木材を使用した製品を！



(会議机)



(いす)



(書棚)



(コピー用紙)



(フラットファイル)



(チューブファイル)



(業務用茶封筒、はがき、名刺など)

# 皆様へお願いしたいこと



## 市町村の方々へ

- ・ 公共建築物等木材利用促進法に基づく市町村方針の作成。
- ・ グリーン購入基本方針を作成し、判断の基準に合法木材や間伐材等を位置づけ（国の基本方針を参考に）。

## 物品調達担当、営繕担当の方々へ

- ・ 物品調達、建築発注の際等には、グリーン購入法適合品であることに加えて、合法木材や間伐材等である旨、仕様書等に明記。

## 本日お集まりいただいた全ての皆様へ

- ・ 「公共建築物等木材利用促進法」に基づき、公共建築の木造化、内装等の木質化、木製の備品・消耗品や木質バイオマスの利用推進等、積極的な木材利用を。

## 参考

公共建築物等木材利用促進法 林野庁ホームページ

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/top.html>